

2016年 新年号

おおぞら

No.30

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目6番地 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
URL <http://www.ozoralaw.com/>



室蘭市 チキウ岬灯台

あけまして
おめでとう
ございます



安保関連法案は違憲！！

この法案が明白に憲法に違反していることは、大半の憲法学者や弁護士、そして元裁判官など、多くの法律家が繰り返し指摘してきた。

それにもかかわらずこの安保関連法案を、国民を置き去りにした強行採決という形で成立させてしまった。それは、戦後民主主義の中で確立してきた憲法秩序を破壊し、法的安定性を覆すクーデターともいうべき事態である。

このまま黙してしまえば、私たちは、戦後70年間育ててきた立憲主義という、とてつもなく大きなものを失ってしまうかもしれない。

今必要なことは、憲法に基づく政治を取り戻すことである。日本という国の平和と民主主義に対する愛着はまだまだ確固たるものがある。今回多くの国民が、これまでとは違った形で、安保関連法案に反対する行動に立ちあがったのではないか。そこに大きな期待をもって、自らの行動を律していきたい。

2016年1月 札幌おおぞら法律事務所一同

帯広に行ってきました！

弁護士 小泉 純

せっかく北海道に住んでいるのだから、北海道各地へ行ってみたい！とずっと思っていたのですが、なかなか実行できずにいました。しかし、最近帯広に行ってきました！

友人とレンタカーを借りて、帯広までドライブしました。帯広を目的地とした1つ目の理由は、豚丼です。ある有名店で豚丼を食べることを目的として行きましたが、目的の店にたどり着いた時には長蛇の列が…。諦めて他の店に行きましたが、大変美味でした。

2つ目の目的は、「幸福駅」です。幸福駅という名前だけはずっと認識していたのですが、どこに存在しているのかは全く知りませんでした。帯広に行こうという話になって、帯広のことを調べた時に初めて、帯広にあることを知りました。

テレビで見たことのある「幸福駅」と書かれた列車のホームにあるような看板には感動しました。また、驚いたのは、幸福駅を訪れた人の名刺などが貼られている小さめ的小屋があったことです。それは、壁一面を埋め尽くすほどの量でした。興味が出た人は、是非行ってみてください。

幸福駅の次は、友人がどうしても行きたいと言っていた夕張の廃墟跡へ向かいました。しかし、高速道路を使用せ

ずに夕張へ向かったため、かなりの時間を費やしたあげく、廃墟跡を見つけることが出来ませんでした…。

しかも、夕張まで時間がかかったせいで、夕張に到着した段階でこのまま夕張周辺をぶらぶらすると、札幌でのレンタカー返却時間に間に合わない事態となりました。そのため、ひたすら一般道で札幌を目指す羽目に…。日帰り旅行の後半は、ただのドライブとなりました。

とはいえ、久々の車の運転は非常に楽しかったです。次は、稚内までドライブしたいな～と考えてます。



晩秋のキャンプ

弁護士 川島 英雄

我が家は今年からバーベキューやキャンプが好きになり、バーベキューやキャンプに行くことが増えました。ただ、あまりアウトドアらしさ満載ではなく、宿泊は基本的にキャンプ場のバンガローなどを借りてしまいます。

夏場を終え、もう今年はキャンプも終わりかなと思っていたのですが、寒さに弱い

私の家族から強い希望があり、秋ころにもキャンプに行くこととなりました。

こうして、11月ごろ、1泊の予定でキャンプに行きました。もちろん、夏場と同じく、テントではなくキャンプ場のバンガローを借りました。また、寒いので外でバーベキューはせず、食事の用意もバンガロ

ー内で行いました。ですので、キャンプというより、バンガローに泊まりに行っただけといった方が正確かもしれませんが…。

雪がちらつくくらいの寒い時期だったこともあり、我が家的には「こんな時期にわざわざキャンプに来る人なんてそんなにいないだろう」と思っていました。しかし、世の中のキャンプ好きのみなさんを甘く見ていたことに気づかされました。今回行ったキャンプ場には、テントに外でのバーベキューというグループが数多く来ていました。これが本物のアウトドア派の人たちなのだとあらためて感じ、我が家にはとても無理だという思いを強くしました。

とはいえ、我が家の家族のバーベキューやキャンプへの意欲がなくなるということではなく、今後もバンガローなどを有効活用しながら、バーベキューやキャンプを続けることになりそうです。

ということで、我が家は我が家なりに、今後もなんちゃってアウトドアを楽しみたいと思います。



故国韓国へ―強制労働犠牲者の遺骨・70年ぶりの里帰り― 企業の社会的責任（CSR）について思うこと



弁護士 田中 貴文

地下鉄「市庁駅」を降りて聖公会ソウル大聖堂に向かう。時は既に午後8時を過ぎようとしており、街はすっかり夜の闇と静寂に包まれている。そのとき大聖堂の鐘が鳴りはじめた。北海道で強制労働を強いられ、異国の地で亡くなった115人の韓国人犠牲者の遺骨が70年ぶりに故郷に帰ってきたのだ。彼らの帰還を今の今に至るまで実現できなかった韓国国民・日本国民の悔恨と、彼らの里帰りの心からの歓迎を込めて鐘の音は夜のソウル市内に響き渡った。

9月18日から20日まで、ソウルで日韓の市民が参加して「北海道強制労働犠牲者遺骨返還事業」が行われた。18日に大聖堂でミサを行った後（200名）、19日にソウル市庁舎前の広場で祭礼式（1000名）、20日にはソウル市立追慕公園で納骨式（300名）が行われた。これらの諸行事は、日韓の市民団体の「強制連行犠牲者追悼・遺骨奉還委員会」（日本側代表：殿平善彦一乗寺住職。韓国側：鄭炳浩漢陽大学教授）が主催したものである。日韓政府間の関係は良好な関係にあるとは言えないが、13年にもわたる日韓の市民レベルの草の根交流は、ここにひとつの確実な成果を得ることができた。

私は、主に、彼らの遺骨を遺族の元に返還せず70年間も放置してきた加害企業から「賛助金」を集めることで、

この事業に加わってきた。北海道、茨城の企業は、道義的責任を果たすとして、それなりの賛助金を拠出したが、許せないのは三菱マテリアルと日鉄鉱業である。いずれも東京丸の内に本社を置く東証第一部上場企業であるのに、「法的責任がないと考えるので賛助金は出せない。それは金額の多寡は問わない。仮に1万円であっても同じだ。」という回答である。要は、「コンプライアンス（法令遵守）」「株主に対する説明責任」を言いたいのだろう。しかしこれで「企業の社会的責任」（CSR）を果たしたと言えるのだろうか。もっともらしいことを言うが、結局、大企業であればあるほどその「社会的責任」を履き違えている企業が多いことを、改めて実感させられた。



広蔵市場の屋台で食したキムパプ、タッパル、コッテギなど

リムジン乗車！

弁護士 浦翼 香苗

皆さま、リムジンに乗車したことはありますか？

あの、ダックスフンドを思わせる長さと高級感をやたら出しまくる車です。調べてみたところ、長さは約865cm、幅は約200cmくらいだそうです。

ラッキーなことに、イベントの景品で、クライスラー社のリムジンに乗車する機会に恵まれました。2時間好きなところまで行ける、とのことでしたので、大阪の実家から関西国際空港までの道のりを豪華な旅とすることにしました。

それなりに寒い日でしたが、道路を走っているときは、窓を全開にし、なびく髪の毛をもものともせず、寒さに堪えました。すれ違う車、追い抜かす車には、震えながら涼しげな頬笑みをなげかけました。身を乗り出して手を振ることも考えたのですが、理性で制御しました。

やはり、珍しいうえに、バブル感たっぷりの車なので、それはそれは注目され、行き交う人々は、目を丸くして「リムジン！」と言っています。良い気になっていたなら、盛大なクシャミが出ましたので、すですご窓を閉めました。

車内は、ピンクや白の風船が沢山入っていました。DVDも見る事が出来ます。用意されていたのは、激しいダンスミュージックDVDだったので、それっぽい踊りをしてみようとしたのですが、腰が痛くなったので諦めました。やはり、慣れないことは慎むべきです。

長いだけあって、車内では、寝ころぶことも出来ます。風船で遊んだり、ごろごろしたり、持参したDVDを見ているうちに、あっという間に関西国際空港第1ターミナルに到着しました。

優雅でゴージャスな旅でした。

しかし、悲しいかな、庶民派の私は、格安航空LCCの搭乗手続きを行うために重い荷物を担いで、リムジンで到着した華やかな第1ターミナルから地味な第2ターミナルへとバスに揺られて行ったのでした。



楽しみは今後に？

弁護士 福田 亘洋

平成 27 年 9 月 27 日、網走市でオホーツク網走マラソンが開催された。記念すべき第 1 回大会である。

私は、同大会にエントリーしていた。実は、同年 8 月 30 日に行われた北海道マラソンに出場しようとしていたのであるが、こともあろうに申し込みを忘れてしまって出走できなかったのも、その雪辱（？）を果たすための大会でもあった。

北海道マラソンを走ると宣言していたので、後輩の某弁護士に「出る出る詐欺ですね。」と笑われた口惜しさも大会出場を決めた要因かもしれない。

加えて、オホーツク網走マラソンのスタートは網走監獄前。よくわからないが、妙なワクワク感やソワソワ感もあった。平日も深夜に走り込みをするなど、事前の練習も一定こなせていた。

そんな折、大会の一週間前である平成 27 年 9 月 20 日に事件が発生した。何と、右足踵を負傷したのだ。因みに、この負傷はマラソンの練習とは全く関連がない。

この負傷の詳しい結果は、連休明けの同月 24 日に判明した。結果は「骨挫傷」。

この言葉を聞いた瞬間、私の頭の中は「？」マーク。顔

にも出ていたのであろう。すぐに医師は「要は、骨折の一步手前ですよ。」と分かりやすい説明をしてくれた。

なるほど、骨折の一步手前か…。ただ、骨折はしていない。ということで、27 日にマラソンが控えている旨を告げてみた。要は、自分の症状を把握していないのである。医師は「…走ったら、折れるよ。」と言。

ガーン、世に言う「ドクターストップ」である。

北海道マラソンの雪辱を果たせないことに加え、第 1 回記念大会への出場も露と消えた瞬間だった。このショックは計り知れない…。

そして、その後に待ち受けていたのは、後輩の某弁護士からの同情の言葉ではなく、却って、足を引きずる私に「また、詐欺ですか…。」とニヤニヤしながら投げかけられる心ない言葉であった…。

ところで、今度の大会は 3 月に予定されている。

既にエントリー済みなので、しっかり体調を整え、同じ過ちを繰り返さないようにしよう。



福島にいつてきました

弁護士 桑島 良彰

9 月頃、種々の仕事の関係で東日本大震災の被災地である福島県いわき市に行ってきました。

今回福島に赴いた主な目的は、原発事故の傷跡を確認することでした。そのため、いわき市から北上して双葉町役場周辺までの間を見るツアーに参加し、被災地域を回ってきました。

原発周辺の市町村は、避難指示が出ているところが多く、街はあるけど人がまったくいないという状況でした。まさにゴーストタウンです。

また、街のところどころに放射線の線量計が設置されていましたが、いまだに放射線量が高く、国際的な基準に基づけば、人が住むことは難しいと言わざるを得ない状況でした。

さらに、津波による被害も甚大でした。窓が割れ、建物が崩れてしまっています。家の中に軽トラックがすっぽり入ってしまっているところもあり、津波の恐ろしさを改めて実感しました。

一方で、震災から 3 年たった今も、このような状況がそのままであり、原発事故の影響から、まったく復興が進んで

いない現状を知ることができました。

ツアーでは、福島第一原発付近を通過して、双葉町の状況も見に行きました。向かう途中で周辺の放射線量が上がり、ガイドの方が持参されたガイガーカウンターがピー！ピー！と大きな警告音を発するようになりました。

ガイガーカウンターは、危険を知らせるために、非常に人が嫌がる音がでるようになっていました。この音を聞くと「ここは危ないところなんだ」と強く実感し、とても不安になりました。この不安からすれば、自宅付近にこのような場所があれば、避難することを選ぶことも当然だろうなと思います。

私は、原発事故被災者支援北海道弁護士団に所属して訴訟の代理人に名を連ねさせていただいています。今回の経験により、もっと頑張ろうと思いを新たにすることができました。この思いを胸に今後とも頑張っていきたいと思っています。



11月のマンハッタン



弁護士 遠山 りえ

11月、NYに遊びに行ってきました。仕事の合間を縫って、2泊3日（機中泊を除く）という、かなりハードな日程でしたが、しばし日常を忘れ、良い気分転換ができました。

実は、もう随分前になるのですが、NYマンハッタンに住んでいたことがあり、その頃から、芸術文化の中心で、活気溢れるこの街にすっかり心奪われ、帰国後も、ほぼ1年に1度は「帰って」います。

NYは、今、超高層ビルの建設ラッシュで、来年完成予定の超豪華マンションは、426.11メートル、最上階のお値段は何と108億円！地震が無いので、数十階建てのマンションを建設することが出来るようです。

ところで、ハロウィーンが終わった11月でも、街中は意外とクリスマス仕様になっていません。日本では、もう11月に入ればクリスマスイルミネーションが輝き、クリスマス商戦がスタートするのですが、アメリカでは、11月の第4木曜日に、「サンクス・ギビング（感謝祭）」という大きな祝日があり、クリスマスムードはその後から始まります。クリスマスが宗教的行事なのに比べ、感謝祭は宗教色が一切なく、すべてのアメリカ国民がお祝いすることから、「All American Holiday（全アメリカ国民の休日）」と呼ばれています。

ただ、不思議なのは、感謝祭のご馳走もクリスマスのご馳走も、ほぼ同じなのです。日本で言うと、おせち料理を2ヶ月連続で食べるような感じです。よく飽きないな、と思いますが、もちろん飽きる人も多く、そういう場合は、ターキーの代わりにクリスマスにハムをいただくという風習があります。ちょっと、びっくりですよ。

そんなわけで、11月のNYはまだクリスマスデコレーションもほとんどありませんでしたが、ラジオシティという劇場がいち早くクリスマスの飾りつけをしていることに気がきました。ラジオシティは、クリスマスイベントで有名なので、他に先駆けてクリスマス仕様になるのかもしれないね。

11月のマンハッタンで、少し早目のクリスマスを感じることもできたひと時でした。



札幌弁護士の会長の やってます！

弁護士 太田 賢二

昨年4月から1年間の任期で、弁護士会の会長を務めています。札幌弁護士の会員の弁護士は750名を超えています。その半数は、経験10年未満の若手です。会長といえども、その全員の名前と顔を一致させることは不可能です。それでも会長として一人でも多くの会員と接し、その実情を知るとともに、弁護士会としての基本的人権の尊重と社会正義の実現のための活動に努めています。

この間も、夕張市まで出向くなどして「特殊詐欺撲滅キャンペーン」を継続的に展開しています。単に高齢者の被害を防止するだけでなく、このように犯罪に手を染める可能性のある若者への啓蒙活動も重要です。また差別と偏見に関する人権課題として、ハンセン病問題や貧困問題などに対する各委員会の取組も積極的に後押ししています。その一方法律相談センターはもとより、札幌市・カ・ホ空間等、もっともっと弁護士会を打って出る！活動をしたいと日々悪戦苦闘中です。

安保法制問題や特定秘密保護法、共謀罪などは、最重要課題です。ご承知かと思いますが、弁護士会は、強制加入団体です。そのため様々な意見を持った弁護士会員がいます。し

かし弁護士会として、法理論上の根拠を示して、立憲主義を堅持し、集団的自衛権の行使容認に反対するなどの会長声明を発し、それに基づいて市民とともに活動することは、まさに弁護士会の使命であると考えます。

そんな思いで9ヶ月余り会長を務めています。改めて思うのは、市民のみならずの弁護士・弁護士会に対する信頼の大きさです。その信頼は、私たちの先人が粘り強く作り上げてきたものであることを実感しています。

残り3ヶ月、みなさまにはいろいろとご不便ご迷惑をおかけしますが、どうか温かく見守っていただくようよろしくお願いいたします。



特殊詐欺撲滅キャンペーンで夕張市長とともに

はじめまして

弁護士 土田 史

12月から弁護士として働く土田史（つちだふみと）と申します。

1 出身地、出身高校など

北海道伊達市生まれ、室蘭栄高校卒業です。

小学生からは虻田町（現洞爺湖町）で、空手の練習に励みました。

早稲田大学教育学部出身です。

子供が好きなので、初めは学校の先生になろうと考えていました。

2 元ボクサー

大学時代のある時、空手が高じて、ボクサーになりたいと思うようになり、プロボクシングの世界に入り、20代前半を過ごしました。

残念なことに、試合で右手の拳を複雑骨折し、パンチを打つことができなくなりました。自分の意思とは関係なく引退することになりました。

3 弁護士を選んだきっかけ

弁護士になろうと思ったのは、部屋の明渡しを求められたことがきっかけです。

ボクサー時代の私は、新宿で家賃3万6千円の風呂なし6畳一間に住んでいました。大家さんから、「今の古いアパートを取り壊して新しいアパートを建てる。退去して欲しい。」と言われました。その時の私は、アルバイトでギリギリの生活をしていたので、引越資金などありませんでした。法律を知らなかった私は、出て行かなければならないものと思いました。引越資金を作らなければならぬというのは、当時の私には結構なプレッシャーになっていたらしく、眠りが浅くなったのを覚えています。

ある時、本屋で借地借家法の本を読むと、「借家権」というものがあり、自分の状況では、法的には出て行かなくても良いらしいということを知りました。勉強した上で、大家さんと交渉をしました。

その結果、十分な明渡料をもらって、別のアパートに引っ越すことになりました。他の住人は、わずかな補償を受けて出て行ったのに対し、私は必要な明渡料をもらったので、引越料や新たな賃貸借契約の費用を得ることができました。

この一件で私が学んだことは、「法律を知ると、トラブルになったときに、知らない場合と全く違った結果になる」ということでした。知っているかどうかという単

純な情報の差で差が出るというのは、当時の自分としては何となく理不尽な気がしましたが、そういう事が現実にある点は否定できないと感じました。

ボクシングを引退し、自分がどう生きていくべきかと真剣に考えた時、上の一件を思い出しました。知らないがゆえに、多く金を払ってしまったり、多く払っている事そのものに気づいていない人がある。金だけでなく、健康被害や生活環境の悪化など、受けなくてもよい被害を受けている人もいます。もしも、そのような人に出会ったのであれば、きっと自分は役に立つことができる。そして、そういう自分でありたい。そのように思いました。

そうして法律の勉強を開始し、中央大学法科大学院に入り、司法試験に合格して、司法修習で札幌に来ました。

4 札幌おおぞら法律事務所との出会い

札幌おおぞら法律事務所との出会いは、司法修習生の時に事務所に訪問させてもらったのがきっかけです。事務所を訪問して、自分のイメージに合う弁護士が集まっている事務所であると感じました。

私は、弁護士は優しくなければならぬと考えています。それは、弁護士の仕事が、依頼者の人生にとって極めて重要な局面であることが多く、依頼者が求めていることを実現したいという気持ちが先行しなければ、依頼者が満足できる働きをすることができないと考えるからです。この事務所には、そのような心のある弁護士が多いと感じました。

今後は、依頼者の話を丁寧に聞きながら、一つ一つの事案に全力で取り組むつもりでいます。未熟者ではありますが、よろしくお願いいたします。



これが
“ぼく”です

改めて、今、 ハンセン病問題を知ってもらいたい

弁護士 太田 賢二

札幌弁護士会は、11月に、「ハンセン病と人権を考える～映画「あん」を観る」を開催しました。

* * *

ハンセン病は、その原因となる「らい菌」は感染力が極めて弱く、現在の日本ではほとんど発症しませんし、確実に完治します。しかし戦前から戦後に至る国の元患者への隔離政策によって、ハンセン病に対する誤った偏見や差別は今なお歴然として存在しています。

2001年5月、熊本地裁において、国が長年行ってきた元患者（回復者）への隔離政策を憲法違反として断罪する判決が出され、確定しました。この判決は、人権擁護を職責としながら、それまでハンセン病問題に対する有効・適切な活動を展開してこなかった弁護士・弁護士会に対して、痛苦な反省を迫りました。

しかし正直申し上げれば、私はなおこの段階で、ハンセン病にかかる人権問題について、問題意識を持っていませんでした。札幌弁護士会は、遅まきながら熊本地裁判決が確定した年の10月から、道内出身の回復者の多くが生活されている、青森県にある国立療養所松丘保養園を訪問することを開始しました。私は、その活動に加わる中で自分自身の中に潜む、差別と偏見の芽と向きあってきました。そうしてハンセン病について、市民や弁護士会になかなか広まらないというもどかしさを感じながら今日に至っています。

* * *

今回のイベントのトークセッションには、主演の樹木希林さんとともに回復者である石山春平さんにおいでいただき、わかりやすくまた心にしみるお話をしていただきました。石山さんは、過去に理不尽な経験を強いられ、絶望を何度も味わった半生について、単に悲しみだけではなくポジティブに生きていらっしやることを、ユーモアを交えながらお話しいただきました。



トークセッションでの石山さんと希林さん

今回イベントに参加した私の大学生の息子は、「石山さんの話が聞けて良かった」と感想を述べてくれました。

実際希林さんとのお話しで、ユーモラスな掛け合いがありました。石山さんは指が不自由なのですがカメラが大好きで、コンテストに応募

して最優秀賞を受賞したことがあります。その授賞式で、石山さんが器用にシャッターを押す姿をみて感激し、主催者であるさくらカラー（当時）は、石山さんにその後のフィルム等のバックアップを申し出たというのです。これを聞いた希林さんが、「主催者は偉いわねえ、フジフィルムじゃなかったのね。」と即答され、会場が大いに沸きました。

そんな希林さんは、「自分は差別される側を演じたが、差別する側の言葉は自分の中にも存在しうるものだと思った。」とおっしゃっていました。

イベント後石山さんからは、今回大変楽しかったのでまた今後の機会があればぜひ参加したいとお申し出を受けました。今回いろいろと無理をお願いした映画の配給元からは、今後北海道内での学校やホールでの上映など検討したいとお話もありました。

「あん」は、とっても優しい映画です。おしつけがましいところは一切ありません。「あん」を観た方や興味を持った方は、ぜひドリアン助川さんの原作本を読んでみてください。映画より、もう少しハンセン病のことを知りたくなくとも思います。

* * *

私は、福島原発事故被災者の損害賠償訴訟の弁護団でもあります。そこでも、被災者に対して、なかなか理解されにくい差別意識を感じることがあります。

差別や偏見は、差別される側の問題ではなく、周囲の社会がそのことを意識しないことから始まる。そのことを、今、改めて多くの人に知っていただきたい、と思うのです。



独立のご挨拶

弁護士 齊藤 佑揮

明けましておめでとうございます。

私は、平成27年8月末日をもって札幌おおぞら法律事務所を退所し、新たに「札幌あすかぜ法律事務所」を開設致しました。

おおぞら法律事務所には、弁護士として登録を行ってから、4年8ヶ月にわたって在籍し、その中で数多くの事件を担当させて頂きました。

その間、事務所の弁護士やスタッフはもちろん、依頼者や相談者の皆様にも多大なご協力を頂きました。この場を借りて、改めてお礼を申し上げます。

おおぞらの賑やかで温かな雰囲気を離れ、寂しさを感じることもある毎日ですが、これまでに培った経験を生かして、新しい事務所においても職務に邁進したいと思います。

なお、今後も、業務で必要な場合や、特に業務らしい業務がない場合でも、おおぞらでふらふらしている私を見掛けることがあるかと思います。そのようなときは、「きっと寂しいんだろう」と温かく見守って頂ければ嬉しいです。

これまで、本当に有難うございました。

事務所は別になりましたが、今後とも、引き続きご指導を頂ければ幸いです。



〒060-0001

札幌市中央区北1条西9丁目3番地27 第三古久根ビル5階

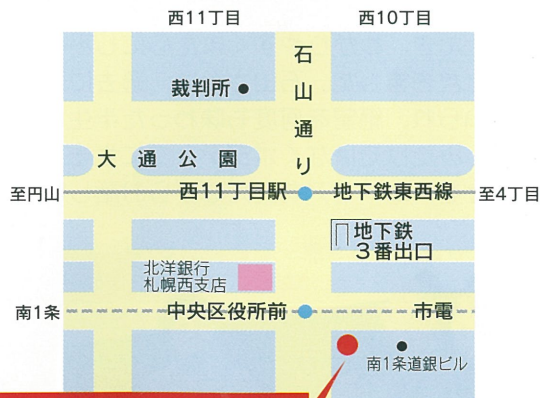
札幌あすかぜ法律事務所

TEL 011-208-7100 / FAX 011-208-7101

事務所からのお知らせ

- ・ 新年は1月8日（金）から営業を開始します。
- ・ 相談は予約制です。必ず前もってお電話をいただき、ご予約いただいてからお越しください。
- ・ 相談料は1時間まで5,400円（税込）です。
- ・ **初めての方は最初の30分のみ無料です**（法テラスの法律相談援助などを利用できる場合を除きます。）。
- ・ 法テラスの法律相談援助や弁護士費用保険などを利用できる場合があります。
- ・ ホームページを開設していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.ozoralaw.com/>



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目6番地タイムスビル3階

TEL. 011-261-5715 FAX. 011-261-5705

営業時間 平日9:00~17:30